

令和 3 年  
第 4 回 定例市議会

# 条例議案等参考

阿久根市



議案 番号	件名	ページ
5 1	阿久根市個人情報保護条例及び阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
5 2	阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	2
5 3	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	6



議案第51号参考 阿久根市個人情報保護条例及び阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（当該保有個人情報が情報提供等記録の場合にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（当該保有個人情報が情報提供等記録の場合にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p>

○ 阿久根市個人番号の利用等に関する条例（平成27年阿久根市条例第29号）

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p>



<p>(便宜の供与)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対しその事業用地の取得及び工業用水道、輸送施設その他関連施設の整備の促進に努めるとともに、資金及び労務のあっせん等につき協力するものとする。</p> <p>(特別措置)</p> <p>第4条 市長は、事業者の行う事業が、本市の産業の開発を促進し、もって地域経済の発展に寄与するものであると認めるときは、当該事業者に対し、固定資産税の課税免除(以下「特別措置」という。)を行うことができる。</p> <p>(特別措置の対象)</p> <p>第5条 特別措置を受けることができる者は、産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに定める期間内に、同号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)の取得等(資本金等の額が5,000万円を超える事業者については、新設又は増設に係る取得等に限り。)をした事業者とする。</p>	<p>の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供する機械及び装置並びに製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する建物及びその附属設備をいう。</p> <p>(8) 生産等設備 製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。</p> <p>(便宜の供与)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対しその工場用地、農林水産物等販売業に係る事業所用地又は旅館用地の取得及び工業用水道、輸送施設その他関連施設の整備の促進に努めるとともに、資金及び労務のあっせん等につき協力するものとする。</p> <p>(固定資産税の課税免除又は奨励金の交付)</p> <p>第4条 市長は、事業者の行う事業が、本市の産業の開発を促進し、もって地域経済の発展に寄与するものであると認めるときは、当該事業者に対し、固定資産税の課税免除又は奨励金の交付(以下「特別措置」という。)を行うことができる。</p> <p>(特別措置の対象)</p> <p>第5条 固定資産税の課税免除を受けることができる者は、青色申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第143条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第121条第1項に規定するものをいう。)を提出した事業者であって、その新設し、又は増設した工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館の設備が次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「省令」という。)第1条第1号に定める期間内に新設又は増設された生産等設備(特別償却設備を含むものに限り。)であること。</p> <p>(2) 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)であって、これを構成する固定資産(所得税法施行令第6条第1項第1号から第7号まで、又は法人税法施行令第13条1号から第7号までに掲げるものに限り。)の取得価額の合計が、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の5第2項若しくは第28条の9第2項に定める額又は省令第1条第1号に定める額のいずれか高い額を超えるものであること。</p>
---	--

<p>(特別措置_____の期間及び額)</p> <p>第6条 特別措置_____の期間及び額は、_____特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得等をしたものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間、当該固定資産税額に相当する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(特別措置適用設備_____の指定)</p> <p>第7条 特別措置を受けようとする事業者は、あらかじめ、その取得等をしようとする設備_____ごと</p>	<p>2 奨励金の交付を受けることができる者は、前項に該当しない事業者であつて、その新設し、又は増設した工場の設備（一の工業生産設備又は一の鉱物採掘設備であるものに限る。）、農林水産物等販売業に係る事業所の設備若しくは旅館の設備を構成する固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第1号に規定するものをいう。第7条において同じ。）の取得価額の合計が前項第2号に定める額を超えるものとする。</p> <p>(固定資産税の課税免除の期間及び額)</p> <p>第6条 固定資産税の課税免除の期間及び額は、前条第1項各号のいずれにも該当する設備のうち特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域の_____公示の日以後において取得した_____ものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間、当該固定資産税額に相当する額とする。</p> <p>(奨励金の交付の期間及び額)</p> <p>第7条 奨励金は、事業者が工場の操業、農林水産物等販売業に係る事業所の営業又は旅館の営業を開始した後、当該工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館を構成する固定資産に対して固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間予算の範囲内で交付するものとして、その額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1年度 賦課された固定資産税相当額の10分の10以内の額</p> <p>(2) 第2年度 賦課された固定資産税相当額の10分の7以内の額</p> <p>(3) 第3年度 賦課された固定資産税相当額の10分の5以内の額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例（平成15年阿久根市条例第1号）の規定により固定資産税の不均一課税を受けることができる事業者に対しては、第1年度に限り当該不均一課税を受けた後に納付すべき固定資産税相当額以内の額の奨励金を交付し、第2年度及び第3年度は交付しない。</p> <p>(特別措置適用工場等の指定)</p> <p>第8条 特別措置を受けようとする事業者は、あらかじめその新設し、又は増設しようとする工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館の施設ごと</p>
---	---



<p>に市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 （略） （報告）</p> <p>第8条 市長は、指定を受けた設備を有する __事業者に対し特別措置を行うために必要な報告を求めることができる。 （指定等の取消し）</p> <p>第9条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、<u>指定又は既に行った特別措置を取り消す</u> _____ことができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 第7条第2項の規定による条件に違反したとき、又は市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(4)・(5) （略） （委任）</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>に市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 （略） （報告）</p> <p>第9条 市長は、指定を受けた工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館<u>の事業者</u>に対し特別措置を行うために必要な報告を求めることができる。 （指定__の取消し）</p> <p>第10条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、<u>指定を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消し、若しくは既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずる</u>ことができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 第8条第2項の規定による条件に違反したとき、又は市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(4)・(5) （略） （委任）</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>
--	---

議案第53号参考 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）<u>第36条</u>ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）<u>第36条</u> _____の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

